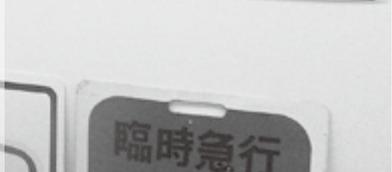


# やまとたかかだ



なつかしの鉄道展 (平成31年3月24日撮影)



2019

5

No.1008

## INDEX

- 大和高田市教育大綱を策定 ① 「自転車等放置禁止区域」を指定 ② 空き地の雑草除去 ③ まちの話題 ④ 事業者への奨励金 ⑤ 大和高田市住宅用太陽光発電システム設置補助金 ⑥ いま、市立病院では ⑦ 人権シリーズ ⑧ 消費生活センターから ⑨ BOOKサロン ⑩ 各種相談 ⑪

# 大和高田市教育大綱を策定

「大和高田市教育大綱（以下「教育大綱」）とは、今後3年間の市の教育の根本的な方針を示すものです。

策定にあたり市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」を開催し、パブリックコメントを実施して、2019年3月1日に策定しました。

## ○はじめに

2015年4月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、教育の目標や施策の根本的な方針を地方公共団体の長が定めることとなりました。本市では、「大和高田市総合教育会議」を設置し、市長と教育委員会が協議・調整し、教育大綱を策定しました。

## ○考え方

教育大綱は、教育基本法第17条第1項の規定に基づく国の教育振興基本計画を参酌するとともに、

「第4次大和高田市総合計画」にある教育に関する政策目標を踏まえ、本市の教育の目標や施策の根本的な方針を定めるものです。

## ○期間

対象期間は、2019年度から2021年度までの3年間とします。

## ○基本理念

一人ひとりが輝き 未来にはばたく大和高田市の人づくり

## ○基本目標

大綱の基本理念を実現するための6つの基本目標

(1) 未来を担う子どもたちの健やかな成長をめざした教育・保育の充実

確かな学力の向上、豊かな人間性、たくましい心身等、これら知・徳・体のバランスのとれた幼児・児童・生徒の育成と輝きが未来へつながる教

育・保育を、学校園・家庭・地域・関係機関が協働して取り組みます。

(2) 安全で安心して学べる教育・保育環境の形成

学校園の特徴と教育効果や未来へのまちづくり等を考慮し、子どもたちの笑顔が輝く安心で安全な施設・設備の充実及び改善に努めます。なかでも、情報化社会に対応するためのコンピュータ等ICT機器の充実とその安全に配慮した活用、食育の推進を通じた健康教育に取り組みます。

(3) 青少年の健全育成

人権尊重と平等の精神のもとに豊かな人間性を育み、未来へ自信と誇りを持つて歩むために、学校・家庭・地域・関係機関が協働して、いじめや不登校等の課題に適切に対応するとともに、青少年一人ひとりの個性が光り輝く「やさしさあふれるまち」づくりに取り組みます。

(4) 多様なニーズに応えられる生涯学習機会の提供

心豊かで生きがいを持ってよりよ

い人生を過ごすため、幼児期から高齢者世代まで生涯にわたって、自らの人生デザインがふくらむ「人生のまなびや学舎」づくりに取り組みます。

(5) 芸術・文化と歴史を守り、未来へつなぐまち・人づくり

地域に伝わる伝統行事や歴史財産を守り後世に引き継いでいくとともに、人々が生きる誇りや喜びを憶える学習機会の充実に努め、未来へつなぐまちづくり・人づくりに取り組みます。また、さざんかホールを中心とした文化鑑賞や芸術活動展を開催し、新しい文化の創造と発信に努めることにより文化の薫り高いまちづくりをめざします。

(6) 活力ある生涯スポーツの振興

健康・体力づくり推進のため、すべての市民がだれでも気軽に参加できるスポーツ行事を企画するなどし、生涯スポーツの啓発に取り組みます。また、競技スポーツの振興を図るため、スポーツ教室やスポーツ大会の更なる充実に努めます。

なお、この教育大綱については、ホームページから見る事ができます。

〔教育総務課 内線133〕

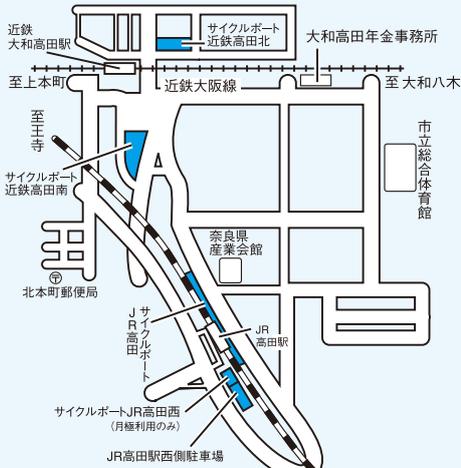
# 「自転車等放置禁止区域」を指定

禁止区域内には、自転車等を放置しないでください

本市では、安全で美しいまちをめざして、「大和高田市自転車等の安全利用に関する条例」に基づき、駅周辺に「自転車等放置禁止区域」を設けています。これらの区域内に放置（駐車）された自転車やミニバイクなどは、市が移動し、保管しています。

自転車などを放置すると、交通の妨げになるだけでなく、交通事故の原因にもなります。盗難防止のためにも、近くのサイクルポートなどの利用をお勧めします。

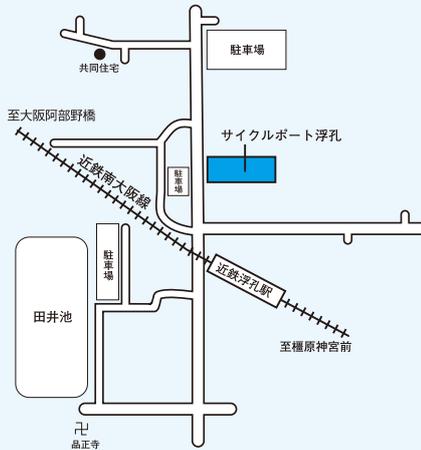
近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺



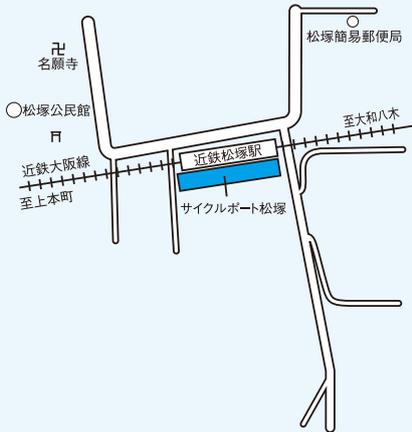
近鉄高田市駅周辺



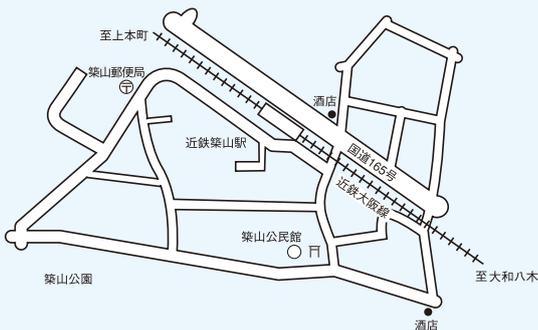
近鉄浮孔駅周辺



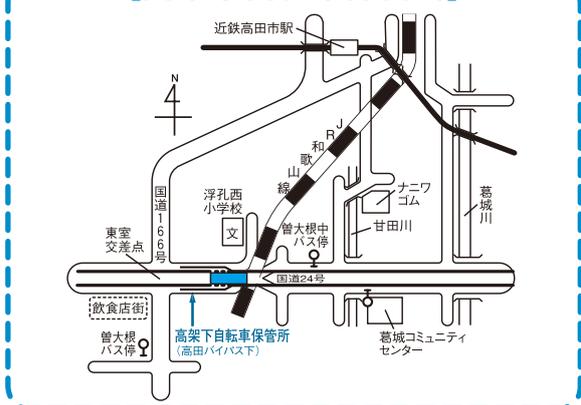
近鉄松塚駅周辺



近鉄築山駅周辺



## 【高架下自転車保管所】



生活安全課 内線322

移動した自転車は、  
「高架下自転車保管所」で保管しています

▽保管場所 大和高田市高架下自転車保管所

(高田バイパス高架下) ☎25・0103

▽返還時間 平日 午前9時〜正午 午後1時〜4時

▽持ち物 自転車等引取通知書(持ち主が確認できた場合は、役所から送付)、自転車などのカギ、印鑑、住所・名前が確認できるもの(運転免許証・学生証など)

▽費用 移動費…2,000円

保管費…移動日より14日を超えると、保管費がかかります。

詳しくは、左記へ問い合わせてください。

▽保管期間 移動後60日間(この期間を過ぎると処分します)

## 空き地の雑草除去

本市では、快適で住みよい環境づくりのため「大和高田市内の空き地に繁茂した雑草の除去に関する条例」を制定しています。

住宅地周辺の空き地に雑草が生い茂ると、周辺の人たちに不快感を与えるばかりでなく、夏季は害虫、冬季は火災の発生原因になります。また、ごみの不法投棄や犯罪、交通事故などを引き起こすおそれもあります。

これらを防ぐためにも、空き地の所有者または管理者は、責任を持って適切に土地を管理しましょう。

〔環境衛生課 内線282〕

## 犬の飼い主さんへ

### お願い

#### ◎登録をしましょう

犬を飼い始めたなら、市役所環境衛生課で登録をしてください。また、犬の所在地や飼い主が変わったときや、犬が死亡したときも必ず届け出てください。

#### ◎毎年1回は狂犬病予防注射を受けましょう

#### ◎鑑札・注射済票を首輪につけましょう

犬を登録すると交付する鑑札と、狂犬病予防注射を受けると交付する注射済票を、必ず首輪につけておきましょう。飼い犬が迷子になったときに、鑑札や注射済票の番号で、飼い主さんを早くみつけることに役立ちます。

#### ◎放し飼いはやめましょう

犬を飼うときは、鎖などでつなぐか、しっかりと囲いの中で飼いましょう。また散歩をするときは手綱（リード）を放さず、人どおりの多いところでは、リードを短く持つようにしましょう。

#### ◎フンは持ち帰りましょう

飼い犬を散歩するときは、フンを取る用具を携帯し、必ず拾って持ち帰りましょう。

〔環境衛生課 内線281〕

## 奈良県ドクターヘリが運航中

ドクターヘリは、救急医療用の機器などが装備されたヘリコプターです。午前8時30分から日没まで、年中運航しています。あらかじめ設定したランデブーポイント（学校・公園など）に着陸し、救急現場から救急車で運ばれてきた患者を乗せ、病院へ搬送します。

なお、着陸時には、騒音や砂ぼこりが舞い上がります。ご迷惑をおかけしますが、患者さんの命を救うため、ご理解とご協力をお願いします。

#### ◎大和高田市のランデブーポイント

- ①総合公園未開園区域
- ②第二健民運動場
- ③市民運動場（高田商業高校東側）
- ④高田西中学校グラウンド

〔高田消防署 ☎25・0119〕

## 防火管理講習

各職場の人事異動にともない防火管理者の変更があったかと思えます。防火管理者になった人は防火管理講習を受講しましたか。また、大規模な店舗などの防火対象物の点検が義務付けられている建物の防火管理者は、再講習を受ける義務が生じるため注意が必要です。

講習は本市でも実施されます。場所は奈良県産業会館で、申込期間は7月16日（火）～18日（木）、講習日は8月20日（火）・21日（水）です。その他の地域でも講習は行われます。詳しくは（一財）日本防火・防災協会のホームページを見てください。申込用紙などは各消防署にあります。

〔高田消防署 ☎25・0119〕



## NPO法人奈良県ウォーキング協会



県下39市町村をウォーキングで盛り上げませんか。

▽会員数 310人

▽活動概要 毎月2回例会を開催し、県下39市町村を訪問することで、地域の良さを参加者に知ってもらおう。

▽団体理念 ウォーキングの普及振興をはかり、奈良県民の心身の健全な発達や明るく豊かな生活の形成に寄与すること。

▽連絡先 木山猛 ☎52・3218

市民交流センター（コスモスプラザ）に登録している活動団体を、順次紹介します（順不同）。

一緒に活動したいと思う人、または興味のある人は、連絡先まで問い合わせてください。

〔市民協働推進課 ☎44・3210〕

## 大和高田市手話言語 条例制定

3月13日(火)、大和高田市手話言語条例が制定されました(4月1日施行)。

手話は言語であるとの認識に基づき、すべての市民が手話への理解を深め、手話が必要とするすべての人の社会参加の促進と、安心して暮らせる地域社会の実現をめざすことを目的としています。

〔社会福祉課 内線536〕

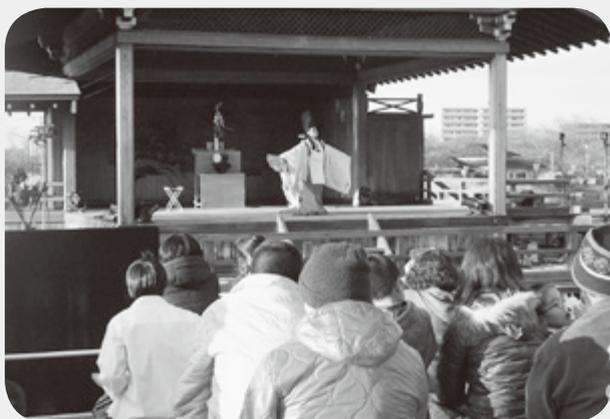


大和高田市聴力障害者協会の皆さん

## かつらぎライトアップ & イベント

3月23日から4月7日まで、葛城地域の魅力を周知するため、大中公園内の桜華殿周辺がライトアップされました。3月24日(日)は桜華殿の舞台で、白拍子の舞や、高田商業高校のアカペラなどが披露され、多くの観客が楽しみました。

〔産業振興課 内線248〕



白拍子の舞

## 海外で音楽の指導

3月20日(火)、市内に住む青年海外協力隊の柿本夏奈さんが、市長を表敬訪問しました。柿本さんは、ピアノ奏法、音楽理論指導を行うため、独立行政法人国際協力機構(JICA)より、モルディブ共和国へ、4月から2年間派遣されます。

〔企画広報課 内線273〕



市長を表敬訪問した柿本夏奈さん(左から2人目)

## 東日本大震災を風化 させないために

3月26日(火)、音楽家の中川令子さんと、混声合唱団「コーロ・クオーレ」の皆さんが、3月10日に開催した東日本大震災復興チャリティコンサートの収益金を寄付するため、市長を表敬訪問しました。集まった収益金51,352円は、市を通じ、日本赤十字社奈良県支部に義援金として寄付されました。

〔社会福祉課 内線534〕



収益金を手渡す中川令子さん

# 奨励金を交付します。 市内に商業、工業等施設を設置する 事業者への奨励金

## ▷対象事業

- 商業施設…卸売・小売業、宿泊業(旅館・ホテル)、飲食サービス業
- 工業等施設…製造業、運輸業

### 【施設設置奨励金】

◎要件 新設、増設、移転にともなう建物および償却資産(土地の取得を除く)の取得に必要な費用が3,000万円以上であること。ただし、償却資産のみ場合は対象外です。

◎奨励金 建物および償却資産(土地を除く)の固定資産税額の5割相当額を5年間交付

### 【雇用促進奨励金】

◎要件 施設設置奨励金該当事業者が、開業日前後90日の間に、市内在住者を正規従業員として雇用し、1年以上継続雇用すること。

◎奨励金 従業員1人につき20万円(限度額1,000万円)を1回限り交付

## ▷必要書類

- 事業計画届出書(様式第1号)
- 企業概要
- 法人登記事項証明書(個人・住民票の写し)
- 建築確認書済証の写し
- 定款または規約の写し(個人・事業概要がわかるもの)
- 公害防止に関する計画書
- 暴力団排除に関する誓約書
- 個人情報の取扱いに関する同意書(様式第2号)など

## ▷申請方法

- ①開業日までに「事業計画届出書」を市に提出し、「事業計画届出書受理書」を受けてください。すでに開業している事業者は、対象外です。
- ②開業日以降、初めて固定資産税が賦課された年度の翌年度に、「奨励金交付申請書」を市に提出し、奨励金の交付を受けてください。

(産業振興課 内線 265)

## 地域づくりに「補助金制度」があります 「商都たかだ活性化事業」「元気な地域づくり事業」

本市の活力源である商業、ものづくり、農業のより一層の活性化、そして地域の人々がいきいきと暮らすまちづくりをめざして、「商都たかだ活性化事業」「元気な地域づくり事業」の補助金制度を実施しています。創意工夫を凝らした魅力あるユニークな取組の応募を待っています。

※詳しくは、産業振興課または自治振興課へ。また、市のホームページにも掲載しています。

▷募集期間 5月7日(火)～21日(火) ※土・日を除く

▷審査方法 5月30日(木)の午後1時30分から、市役所4階合同委員会室で開催する「大和高田市公募型補助金審査選考委員会」(公募委員を含む)で、審査を行います。応募団体などは、選考委員会で事業内容の説明をお願いします。

※選考委員会は公開します。関心のある人は、傍聴してください。

	商都たかだ活性化事業補助金	元気な地域づくり事業補助金
応募資格	商店街、商工業団体、農業団体など	自治会、地域の団体・組織など
対象事業	賑わい創出事業など	コミュニティ連携事業など
補助対象経費	設備・施設などの賃貸代、ちらし・ポスター代、出演料、消耗品代、教材費、装饰材料など ※補助対象経費の合計額が30万円以上の事業	設備・施設などの賃貸代、ちらし・ポスター代、出演料、消耗品代、教材費、装饰材料など ※補助対象経費の合計額が15万円以上の事業
補助金額	補助対象経費の2/3以内で、50万円を限度	補助対象経費の2/3以内で、20万円を限度
応募書類	商都たかだ活性化事業応募書兼補助金交付申請書など	元気な地域づくり事業応募書兼補助金交付申請書など
問合せ	産業振興課 内線 265	自治振興課 内線 227

(産業振興課 内線 265・自治振興課 内線 227)

# 大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金

再生可能エネルギーの普及を促進し、温室効果ガスの削減を図ることで、地球温暖化防止対策を推進することを目的とし、住宅用太陽光発電システムを設置した人に補助金を支給します。

▷補助内容 一律50,000円 ※1住宅につき1回限り（合計値10kw未満）

▷補助件数 50件 ※50件に到達した時点で締め切り

▷補助対象 次のいずれの要件も満たす人

(1)市内に住所がある人で、住宅用太陽光発電システムを市内の自ら居住する住宅に設置した人または、市内の自ら居住するために住宅用太陽光発電システムを設置した新築住宅を購入した人

(2)平成30年4月1日以降に発電システムの設置契約を結び、工事が完了し、発電を開始している人

(3)市税を滞納していない人

(4)リース契約による発電システムではないこと

▷申請方法 住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付し申請（郵送不可）。

※捺印は朱肉を使用する印鑑のみ可

▷必要書類

(1)住民票

(2)直近の市税納税証明書（住民税が非課税の人は非課税証明書）

※市税とは、市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税で、本市に課税のない場合は、前住所地の納税証明書または課税対象を証明する書類

(3)発電システムの設置に係る工事請負契約書（新築住宅を購入した場合は、発電システムの設置が分かる契約書）

(4)発電システムの設置費に係る領収証及び内訳明細書

(5)電力会社との電力受給契約に関する書類

(6)電力会社の検針による受給電力量が確認できる書類（受給電力量のお知らせなど）

(7)対象システムの設置がわかる写真（設置状況がわかり家屋全体が確認できる写真など）

(8)販売店など代理人による申請の場合は委任状

※(5)・(6)の書類については原本確認します（コピー不可）。

▷受付期間 5月13日(月)以降、午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日および、12月28日(土)から翌年1月3日(金)までをのぞく

【環境衛生課 内線 281】

## 全国瞬時警報システム(Jアラート) 全国一斉情報伝達訓練の実施

### ～防災スピーカーで放送します～

市内10施設設置（下記参照）の防災スピーカーより、試験放送を行います。

※情報伝達訓練なので、避難行動をとる必要はありません。

▷とき 5月15日(水) 午前11時

▷防災行政無線（防災スピーカー）設置施設

（8小学校の屋上）

片塩小学校、高田小学校、土庫小学校、浮孔小学校、磐園小学校、陵西小学校、菅原小学校、浮孔西小学校

（2市営住宅の屋上）

サンシャイン市場住宅  
市営住宅西坊城団地

【危機管理課 内線 226】

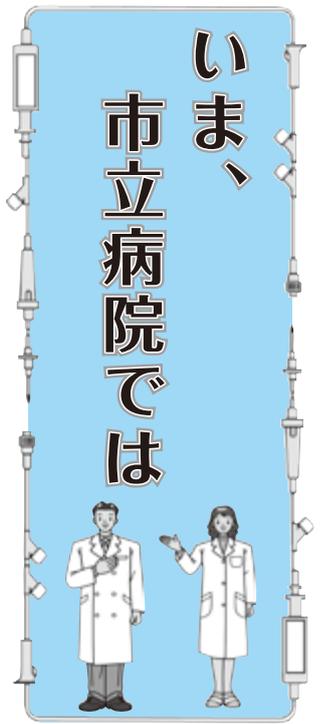
## 6月3日より「大和高田市立地適正化計画」の運用を開始

「大和高田市立地適正化計画」は、6月2日までを周知の期間とし、6月3日より運用を開始します。この計画は、本市の概ね20年後の姿を視野に入れ、まともある持続可能な都市経営ができるよう、住宅や医療、福祉、商業等の生活利便施設の立地を中心部にゆるやかに誘導することにより、コンパクトなまちづくりを推進する計画です。

なお、運用開始に伴い、都市計画区域内において、居住誘導区域外で行う一定規模以上の住宅の開発、建築行為や都市機能誘導区域外で行う誘導施設の開発、建築行為は、行為に着手する30日前までに届出が必要となります。詳しくは、都市計画課までお問い合わせください。

※計画（案）は、ホームページで公開しています。また、都市計画課でも閲覧できます。

【都市計画課 内線 686】



## 認知症と難聴 補聴器との付き合い方

超高齢化時代をむかえ、認知症の問題は身近な問題としてクローズアップされています。認知症をどう予防するかは重要なテーマで、厚生労働省は認知症の危険因子について難聴も原因のひとつと示しています。

では、難聴に対する対策とは何でしょうか。そのひとつは補聴器を使うことです。補聴器を使うことで音の情報をたくさん脳に送り込み、脳の活動を活発にさせるのです。補聴器と聞くと「雑音がつるささい」「少しも聞き取れない」など拒絶する人が多いのですが、この2つの補聴器に対するマイナスイメージこそ、実は補聴器を使いこなすポイント

トなのです。

補聴器を使用している人が感じる雑音は「身のまわりで実際に鳴っている音」です。難聴になって聞こえなくなった周囲の音が補聴器から聞こえることで、脳はその音を不快と感じているのです。その不快な音が人の話し声を聞くことを邪魔するので「少しも聞き取れない」となってしまう。

難聴の無い人も周囲の音は聞こえているはずなのに、あまり不快に感じないのはなぜでしょうか。それは脳がその音のポリウムを絞っているからです。自分にとって必要な音を周囲の音の中から選び出すのは、脳の重要な役割のひとつです。だから補聴器を使っていて、「雑音がつるささい」というのはとても大事な

ことで、その雑音（周囲の音）を含めていろいろな音を聞くことで、脳の「音を選び出す働き」を取り戻すことができようになるわけです。

最初から必要な音すべてを補聴器で聞くと、うるさすぎため、小さい音から聞き始め、徐々に音を大きくしていくという作業が必要です。初めて補聴器を使用して補聴器の音に慣れるのには平均で3か月程度が必要です。補聴器は買ってすぐに聞こえるようになる機械ではないのです。

当院では、週3回補聴器外来（予約制）を行っています。電話予約は行っていませんので、必ず一度午前中の一般外来を受診してください。諸検査を行ったうえで、医師が「補聴器が必要」と判断した場合に補聴器外来の予約を取っています。

大和高田市立病院

耳鼻咽喉科部長

小山真司

〒市立病院 ☎53・2901

## 健やかな毎日を おくるために



天満診療所  
医師 梅本典江

### 「よく噛んで食べよう」

現代の私たちは、昔に比べて食事のときの「噛む」回数が非常に少なくなっているそうです。脂肪や糖質が多く含まれるやわらかい食べ物が好まれ、あまり噛まずに食べている人が多いようです。毎日忙しいと、味噌汁やお茶で流し込むように食べている人もいるのではないのでしょうか。

「よく噛む」とことは、歯とからだの健康のために次のような良いことがあります。

(1) よく噛むことで脳の満腹中枢が刺激され、食べ過ぎを防ぎ肥満防止につながります。ゆっくり食べることに

なり、食後の血糖値の上昇も抑えられます。

(2) 味覚が発達し、食材そのものの味がよくわかるようになります。薄味でもおいしく食べられます。

(3) 唾液が多く分泌され、口腔内の細菌の増殖を抑え、虫歯や歯周病を防ぎます。また、食べ物の消化を助けます。

(4) 口の周りの筋肉をつかっつので、顔周りがすっきりし、滑舌もよくなります。

(5) 脳の血流量が増え脳細胞が活性化されます。記憶力や集中力がアップしたり、認知症予防にもつながります。

食物繊維の豊富な食材や、歯ごたえのある食材を選び、よく噛むことを意識しながら食べてみませんか。そして虫歯や歯周病の予防のため、食後の歯磨きは忘れずに行いましょう。80歳になったときに20本以上の自分の歯を保ち、自分の歯でしっかり噛めることが目標です。

### 天満診療所健康教室

▽とき 5月16日(木)

午後1時～2時

▽ところ 天満診療所

▽テーマ

「血糖値が高いといわれ

たらしく軽症糖尿病」

▽講師 梅本典江

(天満診療所医師)

〒天満診療所 ☎52・5357

### ♪さては人権数え唄



- ①ひとりひとりがつもつ人権
- ②ここに暮らせるまちづくり
- ③3法 散歩 一歩二歩
- ④よき日のために
- ⑤いつでもGO
- ⑥むきあえ内なる思い込み
- ⑦なくそうバリア・気づこう偏見
- ⑧排除・忌避より対話が大事
- ⑨きゆうでなくても半歩でも
- ⑩とつげんできることがある
- ⑪毎月11日は「人権を確かめ合つ日」です

数え唄にある3法こと「人権3法」が施行されて3年目。3法って何？という人や、忘れた



る法律です。

今回3法をとりあげた理由は、それぞれについて改めて知ってほしいということだけではなく、それらを「何が差別になるのか」きちんと判断するための「ものさし」だと考えたいからです。その差別に立ち向かう姿勢や理念を他の多くの人権課題ともつなぎ合わせた、差別をしない・させない・見逃さない、そして泣き寝入りしないような、だれもが暮らしやすい社会の実現。それが目標です。さらに学びあい、互いに実践していきましよう。

〔人権施策課 内線288〕

## おしえてく生活困

生活困窮者自立支援法 受給者多様ネットワーク

今回は不登校の子どもを抱えるYさんのお話です。Yさんは、いろいろな人間関係のもつれにより、他の市から引っ越ししてきました。小学6年生の娘さんが一人いるのですが、前に生活していた市でも、ほとんど学校に行っていないませんでした。Yさんの家に訪問しても、いつも娘さんは部屋から出てくることはありませんでした。何日かにわたり相談をいているうちに、娘さんが家のこたつの中に潜り込むようになり、さらにはそこから頭を出してくるようになり、最後には一緒に座って好きな歌手のことなど話してくるようになりました。娘さんは折り紙で手紙を書いてくれたり、お守りをつくってくれたりと、少しずつ心を開いてきてくれました。

あるとき、Yさんの元夫に住んでいる所が見つかり、逃げるようにまた引越をする事になりました。そして4月になり、1通の手紙が届きました。写真が同封されていた。Yさんと娘さんが写っていました。写真の中の二人は笑顔で、娘さんはセーラー服を着ていました。大和高田市では数か月の短い関わりでしたが、その写真にいろいろな思いや気持ちが入められているようでした。

誰しもが好きで引きこもっているわけではありません。共感したり、共に笑ったり考えたり、そつする中で何かを感じて、一歩動く瞬間があることを知りました。その人が持つてる力、誰もが持っている心、その心を共に通わせ、これからもいろんな相談事を聞いていきたいと思っっています。

自分自身、家族のこと、地域で気になる人や子どものごとどんなことでも先ずは一度お話を聴かせてください。

ここから始まる。  
☎44・3111(直通)

# 生活消費センターから

## 新元号に便乗した 悪質商法に ご注意ください

見知らぬ事業者から「平成から元号が変わる。記念に天皇陛下のアルバムを買わないか」と電話があり、皇室に興味があったので、少し話を聞いてしまった。本来8万円だが、今回は特別に4万円で買えると言われた。しかし、最終的に要らないと断ったのに一方的に自宅にアルバムが配送され、事情を知らない夫が受け取り、代引きで支払ってしまった。

(70代女性)

昨年来、4月30日の天皇陛下の御退位、5月1日の新元号への改元に関連し、これに便乗した消費者トラブルが報告されています。主な手口としては、「天皇陛下の退位を記念した写真集やアルバム等の商品を購入しないと電話で勧誘された」などの電話勧誘販売、「注文していないのに、皇室に関するアルバムが届いた」などの送り付け商法。また、実在する団体名を名乗り、「改元で法律が変わる」という書類を送り、口座情報やキャッシュカード、個人情報などをだまし取る詐欺です。5月1日より令和に改元されましたが、今後も改元に便乗した悪質商法や詐欺による被害が発生すると考えられますので注意してください。特に、高齢者がトラブルに巻き込まれるケースが多いので、家族や地域の方の見守りが必要です。迷った時や困ったときは消費生活センターに相談してください。

### 消費者へのアドバイス

1. 新天皇陛下の御即位に便乗して、写真集やアルバム等の商品を電話で強引に勧誘されるケースが予想されます。購入する意思がない場合には、話を聞く前にきっぱり断りましょう。
2. 電話勧誘販売で押し切られ契約した場合でも、契約書面受領日から8日以内であれば、クーリング・オフができます。
3. 注文していない商品が一方的に送りつけられた場合は、代金を支払わず受け取り拒否しましょう。宅配業者に迷惑はかかりません。仮に、受け取ってしまった場合でも、受け取った日から14日間は商品を保管する必要がありますが、その後の保管義務はなく、支払い義務もありません。
4. 送り付け商法では代引きが多く利用されますが、支払い後に事業者と連絡が取れなくなる場合がありますので、注意してください。



### 「アポ電」に注意

電話でテレビの制作会社の人から所得を聞かれたのですが、何かおかしくありませんか?

最近増えてきている「アポ電」かもしれないね。

どういうものなの?

「アポ電(アポイント電話・アポイントメント電話)」といって、家族構成や資産状況を聞き出し、相手を信用させたりすることなどを目的にかける電話のことだよ。収入があるのを確認してから狙われたりするから、絶対に答えないようにね。

おかしいなと思って電話を切りましたが、危ないところでした...

突然かかってくる電話で個人情報と言わないようにすることが大事だね。

言ってしまったら...?

言わないでね。

もし言ってしまったら...?

言わないでね。

あの...

言わないでね。

はい...絶対言いません。

# 新着図書のご案内



# BOOK

## 一般書

哲学の話	朴一功/著	京都大学学術出版会
パタゴニア、アンデス、アマゾン大自然ガイド	さかぐちとおる/写真・文	彩流社
女子栄養大学料理のなるほど実験室	吉田 企世子/監修	女子栄養大学出版部
透明水彩で描く世界でいちばん美しい細密画	アンナ・メイソン/著	日本文芸社
おとなママの会話術	辰巳 渚/文	岩崎書店

## 児童書

「できごと」と「暮らし」から知る戦争の46か月	大石 学/監修	学研プラス
失敗図鑑	大野 正人/文	文響社
クジラのおなかからプラスチック	保坂 直紀/文	旬報社
なんでもおんなじ?	スーザン・バーレイ/絵	フレーベル館
介助犬レスキューとジェシカ	スコット・マグーン/絵	BL出版



## 電子図書館 貸出ランキング

第1位	どうぞのいす (うごくえほんチルビー)	柿本 幸造/絵	モーニング
第1位	感情をコントロールする力	和田 秀樹/著	PHP 研究所
第2位	す〜べりだい 電子書籍版	鈴木 のりたけ/絵	PHP 研究所
第2位	アリとキリギリス (英語版動画絵本)		ユニダックス
第2位	北風がくれたテーブルかけ (英語版動画絵本)		ユニダックス

# サロン

## 5月のおはなし会

- ◎おはなし会  
(担当:たかだおはなしろうそくの会)  
▷とき 5月11日(土)  
ごぜん11じから  
▷ところ としょかん2かい プレイルーム  
▷たいしょう 4さいいじょう  
●おはなし「うりこひめ」  
●えほん 「あしによき」
  
- ◎えほんとわらべうたの時間《きらら》  
(担当:たかだおはなしろうそくの会)  
▷とき 5月25日(土)  
ごぜん11じから  
▷ところ としょかん2かい プレイルーム  
▷たいしょう 3さいいか  
●おはなし「だんごころころ」  
●えほん 「14ひきのピクニック」
  
- ◎絵本のよみきかせ(毎月第1・3土曜日開催)  
▷とき 5月4日(土)・18日(土)  
ごぜん11じから  
▷ところ としょかん えほんコーナー  
▷たいしょう どなたでも

## 催しのご案内

- 図書館おもしろ科学教室  
▷とき 5月19日(日) 午後1時30分～3時ごろ  
▷ところ 市立図書館 2階学習室  
▷内容 「光が生まれるひみつ」  
▷講師 関口 芳弘さん(理化学研究所講師)  
▷対象 小学生から中学生(低学年は保護者同伴)  
▷定員 40名(市内優先)  
▷費用 無料 ▷協力 寧薬化学工業株式会社
  
- 第3回 コズミックカレッジ in 大和高田市立図書館  
▷とき 5月25日(土) 午後1時30分～3時ごろ  
▷ところ 市立図書館 2階学習室  
▷内容 「宇宙管制官を体験しよう」  
▷講師 田間 豊常さん(JAXA宇宙教育指導者)  
▷対象 小学3年生から中学生 ▷定員 40名  
▷費用 500円(JAXA教材費と保険料)  
▷協力 夢咲塾、JAXA
  
- 図書館教養講座「認知症サポーター養成講座」  
▷とき 5月26日(日) 午後1時30分～2時30分ごろ  
▷ところ 市立図書館 2階プレイルーム  
▷内容 認知症について  
▷講師 地域包括支援センター ▷定員 30名

### 上記イベントの申込方法

5月1日(水)から定員に達するまでの期間、図書館カウンターまたは電話で受付します。

# 各種相談

困っていることや心配事など、ご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。  
※市外局番は、「0745」です。

相談名	曜日	時間	場所	問合せ
消費生活相談 (予約優先)	月～金曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	大和高田市 消費生活センター	消費生活センター ☎22-1101
人権相談	第4火曜日(6,12月のみ第1火曜日)	午後1時～4時	総合福祉会館	人権施策課 ☎22-1101
行政相談	第4火曜日(6,12月のみ第1火曜日)	午後1時～4時	総合福祉会館	企画広報課 ☎22-1101
中小企業金融相談 中小企業経営相談	随時(内容に応じて、産業振興課で相談窓口をご案内します)			産業振興課 ☎22-1101
母子父子相談	月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分		児童福祉課 ☎22-1101
心配ごと相談	第2・4金曜日	午後1時～4時		社会福祉協議会 ☎23-5426
	第2・3火曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	社会福祉協議会 ☎23-5426
法律相談 (要予約)	第1・3・4・5木曜日 相談日の2週間前から前日までに予約	午後1時～4時	総合福祉会館	奈良弁護士会 ☎0742-22-2035
司法書士の法律相談 (要予約)	第2・3月曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	社会福祉協議会 ☎23-5426
生活相談	第2・3・4・5水曜日 事前に問い合わせてください。	午後1時～4時		社会福祉協議会 ☎23-5426
健康相談・栄養相談 (要予約)	毎月1回、所定の日	午前9時～10時		保健センター ☎23-6661
子育てホットライン 健康ホットライン	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時30分		保健センター ☎23-6661
教育ガイダンス	月～金曜日	午前10時～午後5時		青少年センター ☎23-1322
家庭児童相談室	月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分		家庭児童相談室 ☎23-1195
女性相談 (要予約)	○第1火曜日・ 第3金曜日 ○第2土曜日 ※祝日等により変更の場合あり	○午前9時15分～ 午後0時5分 ○午後1時～3時50分		人権施策課 ☎22-1101
住まいづくり相談	第4水曜日 平日の午前9時～午後5時の間に予約 定員4名	午後1時～4時10分		営繕住宅課 ☎22-1101
税理士による税務相談	2月・3月を除く、第3金曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	近畿税理士会葛城支部 ☎22-5288
就業相談	月～土曜日	午前9時～午後5時	県産業会館3F	高田しごとiセンター ☎24-2010
借金お悩みダイヤル	火・金曜日	午後1時～4時		奈良弁護士会 ☎0742-20-7830
相続・遺言お悩みダイヤル	月～金曜日	午前9時30分～午後5時		奈良弁護士会 ☎0742-22-4611
ひまわりあんしん (高齢者・障がいのある人のための法律相談)	火・木曜日	午後1時30分～4時		奈良弁護士会 ☎0120-874-737

## 電話 & FAX 番号一覧表

大和高田市役所  
TEL.22-1101 FAX.52-2801

中央公民館 TEL.22-1315 FAX22-1316

市立土庫公民館 TEL.23-3560

市立菅原公民館 TEL.23-3561

市立陵西公民館 TEL.23-3562

さざんかホール TEL.53-8200 FAX53-8201

図書館 TEL.52-3424 FAX52-9415

水道部門 TEL.52-1365 FAX23-3850

総合福祉会館 TEL.23-0789 FAX24-2730

社会福祉協議会 TEL.23-5426 FAX23-2298

保健センター TEL.23-6661 FAX23-6660

市立病院 TEL.53-2901 FAX53-2908

天満診療所 TEL.52-5357 FAX52-5100

青少年課 TEL.23-1322 FAX23-2344

生涯学習課 TEL.53-6264 FAX53-6364

葛城コミュニティセンター TEL.23-8001 FAX23-8001

### クリーンセンター

企画整備課 TEL.52-1600 FAX52-1685

美化推進課 TEL.53-5383

総合体育館 TEL.22-8862 FAX22-8863

総合公園 TEL.52-4700 FAX52-4701

さくら荘 TEL.23-4126 FAX23-8535

下水道課 TEL.52-1258 FAX52-1295

高田消防署 TEL.25-0119 FAX22-4565

高田警察署 TEL.22-0110 FAX22-2292

JR西日本 TEL.0570-00-2486

近鉄大和高田駅 TEL.52-2414

近鉄高田市駅 TEL.53-2531

市民交流センター TEL.44-3210 FAX44-3212

親と子のすこやか広場 TEL.44-3213 FAX44-3214

高齢者いきいき相談室 TEL.44-3215

## 大和高田市 市民憲章

- 一、おたがいに、人権を尊重し、働くよるごびをもちましよう。
- 一、スポーツに親しみ、健康をかちとりましよう。
- 一、老人に生きがいを、こどもに夢と希望をあたえましよう。
- 一、教養をふかめ、文化をたかめましよう。
- 一、自然をまもり、平和なくらしをきまめましよう。